

「森林の土地の所有者届出書」の提出要領

【届出書類】

別紙の「森林の土地の所有者届出書」に必要事項を記入し、下記の添付書類を添付して届け出ること。

※前所有者や所有権移転の原因が異なる場合は、別々の届出書を作成・提出すること。

【届出日】

新たに土地の所有者になった日から90日以内に届け出ること。

※90日を過ぎても罰則等はないので、所有権移転登記が完了した後に提出すること。

【届出人】

原則として、新たに土地の所有者になった者が届け出ること。

※行政書士は代理人になれますが、司法書士は代理人になれません。

届出人・代理人とも押印不要です。

＜新たに所有した土地が共有になる場合の取り扱い＞

新たに所有した土地が共有になる場合は、共有者各自が自分の持分に応じて届出書を提出すること。

※元々が共有物件であり、その持分を新たに取得した場合は、新たに取得した者だけが届け出をすればよく、その者以外の共有者は届け出をする必要はありません。（別紙の「共有の届出のイメージ」を参考にしてください。）

【所有者となった年月日】

所有権の移転の原因が発生した日を記入すること。

【所有権の移転の原因】

売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記入すること。

【土地に関する事項】

地目に関係なく、すべての地番を記入すること。

※地域森林計画区域内の土地を把握できる場合は、その土地のみで可

（インターネットで「やまぐち森林情報公開システム」と検索することで地域森林計画区域内の土地かどうか調べることができます。調べ方がわからない場合やインターネットが使えない場合は、ご相談いただいて構いません。）

複数の土地がある場合は、番号を付して1筆ごとに記入すること。

※届出書の行が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙様式の「森林の土地の所有者届出書（別紙）」に全ての土地を記入してください。

面積は、ヘクタールを単位とし、少数第5位を四捨五入し、少数第4位まで記入すること。

持分割合は、共有物件の場合のその持ち分を記入すること。

※共有物件でない場合は空欄で構いません。

【備考】

次の事項の有無について該当するものを○で囲むこと。

① 森林以外の用途

※森林以外の用途に変更する場合は「有」を○で囲み、（ ）内に具体的な用途を記入すること。

② 「森林の土地の境界の把握」

※地積調査が終わっているかどうかではなく、新たに土地の所有者になった者が境界を把握しているかどうかを記入すること。

③ その他参考となる事項

※「有」の場合は、（ ）内に具体的な事項を記入すること。

【添付書類】

○当該土地の登記事項証明書又は所有権の移転の原因を証明する書類（写しで可）

（登記事項証明書以外の具体例：登記完了証、土地売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議書など） ※できる限り登記事項証明書又は登記完了証とすること。

○土地の位置を示す図面（公図の写し等）

（公図の写しが困難な場合は、当該森林の位置がわかる大まかな図面でも可）

【連絡先】

萩市林政課 ☎0838-25-4194

【国土利用計画法の規定による届出との関係】

所有権の移転理由が売買等の有償譲渡の場合で、下記の基準に該当する場合は、地目に関わらず国土利用計画法の届出が必要となります。（所管は都市政策課）

＜国土利用計画法の届出が必要な基準＞

○市街化区域：2,000㎡以上

（萩市では市街化区域を設定していません。）

○都市計画区域：5,000㎡以上

（都市計画区域は、木間・三見・大井・島しょ部を除く旧萩市内のみ）

○その他の区域：10,000㎡（1ha）以上

（旧萩市内の木間・三見・大井・島しょ部及び旧川上村・旧田万川町・旧むつみ村・旧須佐町・旧旭村・旧福栄村）

国土利用計画法の届出をされた場合は、「森林の土地の所有者届出書」を提出される必要はありません。